

報告第7号

平成23年度決算に基づく天理市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく天理市健全化判断比率を次のとおり報告する。

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.85)	— (17.85)	10.5 (25.0)	104.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を表す。

平成24年9月10日提出

天理市長 南 佳 策

天監委第 18 号

平成 24 年 8 月 24 日

天理市長 南 佳 策 様

天理市監査委員 梅 崎 浩 充

同 別 所 矩 佳

同 岡 部 哲 雄

平成 23 年度財政の健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された平成 23 年度財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

平成 23 年度 財政の健全化判断比率審査意見書

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債比率
- (4) 将来負担比率
- (5) 算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 24 年 7 月 31 日から平成 24 年 8 月 24 日

3 審査の手続き

この財政健全化審査は、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定及び作成されているか等を主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1 結論

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定及び作成されているものと認められた。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 23 年度	平成 22 年度	平成22年度比較	早期健全化基準
①実質赤字比率	- (▲6.59)	- (▲6.97)	0.38	12.85
②連結実質赤字比率	- (▲26.92)	- (▲22.40)	▲4.52	17.85
③実質公債比率	10.5	9.8	0.7	25.0
④将来負担比率	104.5	95.1	9.4	350.0

※健全化判断比率のうち赤字比率「0%」を下回るため「-」表記とし、() 内に計算上の数値を表示した。

第 3 意見・要望等

財政の健全性に関する 4 指標 (健全化判断比率) のうち、連結実質赤字比率については前年比 4.52 ポイント好転しているが、将来負担比率については、9.4 ポイント悪化しており、一層健全な財政運営をしていくよう要望する。